

# 2020(令和2)年度 事業計画

認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

(2020年度の重点事業)

- ① ウェブを活用したアカデミックな発信
- ② 理論研究会の充実

## 1. 研究会運営

### (1) 理論研究会

オンラインでの理論研究会および公開理論研究会を開催。公開理論研究会は新型コロナウイルス感染対策を考慮し、今年度後半に実施する。

(2) 上記を会報に掲載する。過去に会報に掲載した論説をホームページに再掲する。

## 2. 調査提言

### (1) 日本に関連する CITES に関する情報収集および発信

① 2019年に行った熊胆の取引に関する調査および香港大学学生グループとの漢方薬に関する共同研究の成果を発信する。

② ペット、象牙、水生生物等の取引に関するモニタリングを継続する。

(2) 国際会議の重要な資料の和訳、ウェブで公開されている論文およびウェビナー（オンラインでのセミナー）などの紹介をウェブサイトに掲載する。

(3) 2018年度からメンバーになった「消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク」のプロジェクト「企業のエシカル通信簿」にて生物多様性分野の評価に協力する。

(4) 来年に延期された生物多様性条約 Post2020 目標策定および生物多様性国家戦略に向け提言を行う。パブリックコメント等の意見表明は英訳する。

## 3. 生息地支援

当会の諸条件に適した事業がなかったため、今年度は事業を行わない。

## 4. 普及啓発

(1) 新型コロナウイルス感染症対策によりイベント開催の予定が立たないため、オンラインでの情報発信を充実させる

① 当会のウェブサイト、メールマガジン、Facebook、Twitter、note および外部の寄付サイトでの発信

② 国連世界野生生物の日（2021年3月3日水曜日）は集中して発信

(2) 要請に応じ講師派遣およびパネルや動画などの貸し出しを行う。

(3) IUCN 日本委員会、消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワークのメンバーとしてイベントに協力する。

## 5. 国際会議参画

- (1) IUCN 世界自然保護会議（WCC7、1月マルセイユ）に参加し、情報収集を行う。
- (2) CITES 動物委員会（7月オンライン開催が検討されている）に研究協力者を派遣する。
- (3) 国際会議への参加報告会開催。ウェブ会議システムを活用する。
- (4) 海外の NGO および研究機関と連携し、調査と提言を行う。海外からのインターンを受け入れ、人脈拡大を図る。
- (5) IUCN メンバーとして日本委員会の運営および事業に協力する。

## 6. 会報発行

年 3 回発行。論説と普及用読み物（裏表紙）はウェブで公開する。

## 7. NPO 運営

事務局スタッフ 3 名、ボランティアスタッフ 2 名で運営する。

任意団体野生生物保全論研究会は 1990 年 4 月設立、法人としては 2001 年 3 月 1 日設立である。

30 周年記念事業を検討する。

以上